

[平成30年第4回市議会定例会 一般会計補正予算(第8号) 説明資料]

## 各 会 計 総 括 表

(単位 千円)

	会 計 名	当 初 予 算 額	現 計 予 算 額	補 正 額	補 正 後 の 額
	一 般 会 計	17,953,000	18,487,815	340,007	18,827,822
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険	5,855,791	5,913,940		5,913,940
	後 期 高 齢 者 医 療	734,550	738,285		738,285
	介 護 保 険	5,692,092	6,098,075		6,098,075
	下 水 道 事 業	805,489	808,446		808,446
	特 別 会 計 合 計	13,087,922	13,558,746		13,558,746
	一 般 ・ 特 別 会 計 合 計	31,040,922	32,046,561	340,007	32,386,568

# 一 般 会 計 補 正 予 算 歳 入 財 源 別 表

(単位 千円)

種 別	現 計 予 算 額		補 正 額		補 正 後 の 額	
	一般財源	特定財源	一般財源	特定財源	一般財源	特定財源
1 市 税	5,593,509				5,593,509	
2 地 方 譲 与 税	130,000				130,000	
3 利 子 割 交 付 金	5,500				5,500	
4 配 当 割 交 付 金	13,000				13,000	
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	5,000				5,000	
6 地 方 消 費 税 交 付 金	899,000				899,000	
7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	30,000				30,000	
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	41,800				41,800	
10 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	58,000				58,000	
11 地 方 特 例 交 付 金	18,000				18,000	
12 地 方 交 付 税	3,964,872				3,964,872	
13 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	6,676				6,676	
14 分 担 金 及 び 負 担 金		88,670		4,130		92,800
15 使 用 料 及 び 手 数 料	33,099	609,860			33,099	609,860
16 国 庫 支 出 金		2,708,243		105,759		2,814,002
17 県 支 出 金		1,146,444				1,146,444
18 財 産 収 入	24,653	2,678			24,653	2,678
19 寄 附 金	2	32,337			2	32,337
20 繰 入 金	436,285	192,895	9,038	△ 4,320	445,323	188,575
21 繰 越 金	580,662				580,662	
22 諸 収 入	62,029	505,001			62,029	505,001
23 市 債	691,600	608,000		225,400	691,600	833,400
計	12,593,687	5,894,128	9,038	330,969	12,602,725	6,225,097

# 繰越明許費説明書

一般会計

追加

(単位 千円)

事業名	補正前の金額(A)	補正後の金額(B)	差引増減額 (B-A)	説明
道路新設改良事業	-	9,800	9,800	平成30年度の道路新設改良事業については、市道9052号線(二子地区)道路改良事業において、文化財保護法に基づく発掘調査(確認調査)実施に期間を要したことにより、年度内の完了が見込めないため、予算計上額のうち9,800千円を地方自治法第213条第1項の規定により、平成31年度に繰り越して使用する。
小学校施設管理事業	-	189,920	189,920	平成30年度の小学校空調機設置事業については、国の補正予算第一号に伴い実施することにより、年度内の完了が見込めないため、補正予算計上額189,920千円を地方自治法第213条第1項の規定により、平成31年度に繰り越して使用する。
中学校施設管理事業	-	107,930	107,930	平成30年度の中学校空調機設置事業及び第三中学校ブロック塀等改修事業については、国の補正予算第一号に伴い実施することにより、年度内の完了が見込めないため、補正予算計上額107,930千円を地方自治法第213条第1項の規定により、平成31年度に繰り越して使用する。
公立幼稚園施設管理事業	-	26,950	26,950	平成30年度の公立幼稚園空調機設置事業については、国の補正予算第一号に伴い実施することにより、年度内の完了が見込めないため、補正予算計上額26,950千円を地方自治法第213条第1項の規定により、平成31年度に繰り越して使用する。

# 地 方 債 補 正 説 明 書

一般会計

追加

(単位 千円)

起 債 の 目 的	補正前の限度額 (A)	補正後の限度額 (B)	差引増減額 (B-A)	説 明
義 務 教 育 施 設 等 改 修 事 業	-	225,400	225,400	<p>1 義務教育施設等空調機設置事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小学校空調機設置事業 市内10校 126室 普通教室, 特別支援教室, 音楽室</li> <li>・ 中学校空調機設置事業 市内4校 48室 普通教室, 特別支援教室, 音楽室</li> <li>・ 公立幼稚園空調機設置事業 市内6園 21室 保育室, 遊戯室</li> </ul> <p>2 第三中学校コンクリートブロック塀改修事業 ブロック塀の改修, 既設排水側溝の改修</p>

補 正 予 算 主 要 事 業 説 明 書

一般会計

※ 事業名先頭の○印は平成30年度新規事業 事業欄の下段【 】内は、補正予算書における事業名 (単位 千円)

款	事業	補正額	財 源 内 訳				説 明
			国県 支出金	地方債	その他	一般財源	
3 民生費	老人措置事業 【 老人措置事業 】 【 高齢者福祉課 】	12,874			4,130	8,744	<p>養護老人ホーム入所措置者の増</p> <p>老人ホーム入所措置扶助費 (補正前) 74,361千円 (補正後) 87,235千円</p> <p>[養護老人ホーム入所措置者] 3施設 41人(平成30年11月末現在)</p> <p>財源内訳(その他):老人福祉施設負担金</p>
	○小規模介護施設等整備事業補助金 【 介護保険補助事務 】 【 高齢者福祉課 】	2,333	2,333				<p>国の「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金」を活用し、小規模介護施設等の設備等整備に必要な経費を補助する。</p> <p>対象施設 宿泊を伴うデイサービス施設 対象事業者 合同会社東雲神戸(デイサービス東雲神戸) 対象設備 スプリンクラー設備</p>
10 教育費	○義務教育施設等空調機設置事業 【 小学校施設管理事業 】 【 中学校施設管理事業 】 【 公立幼稚園施設管理事業 】  【 建築施設課 】	298,800	96,759	201,800		241	<p>国の「ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金」を活用し、小学校、中学校及び公立幼稚園に空調機を設置する。</p> <p>1 小学校 10校(126室) 設置範囲:普通教室,特別支援教室,音楽室</p> <p>2 中学校 4校(48室) 設置範囲:普通教室,特別支援教室,音楽室</p> <p>3 公立幼稚園 4園(18室) 設置範囲:保育室 ※西岬,豊房幼稚園を除く4園(2園は10月補正で対応済み)</p>

※ 事業名先頭の○印は平成30年度新規事業 事業欄の下段【 】内は、補正予算書における事業名

(単位 千円)

款	事業	補正額	財 源 内 訳				説 明
			国県 支出金	地方債	その他	一般財源	
10 教育費	第三中学校コンクリートブロック塀 等改修事業  【 中学校施設管理事業 】  【 建築施設課 】	26,000	6,160	19,800		40	<p>国の「ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金」を活用し、ブロック塀の改修工事及び支障となる側溝の改修工事を行う。</p> <p>1 ブロック塀改修工事 フェンス高 H=1.8m 整備延長 L=250m</p> <p>2 排水改修工事 整備延長 L=250m</p>

